

○学校法人日本医科大学情報システムの利用に関する規程

(平成27年2月1日規程第1号)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人日本医科大学(以下「本法人」という。)における情報システムの利用に関する事項を定め、情報セキュリティの確保と円滑な情報システムの利用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語は当該各号の定義によるものとする。

(1) 情報システム

情報処理及び情報ネットワークにかかわるシステムであり、それに接続する機器を含み、次のいずれかに該当するものとする。

イ 本法人により、所有又は管理されているもの

ロ 本法人との契約又は協定に従って提供されているもの

(2) 情報

次のいずれかに該当するものとする。

イ 情報システム内部に記録された情報

ロ 情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報

(情報システム管理責任者)

第3条 本法人に、情報システム管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、理事長をもってこれに充てる。管理責任者は、情報システムの管理及び運営を統括し、この規程を利用者に周知するとともに、この規程に基づき作成された文書を閲覧に供し保管する。

(情報システム運用責任者)

第4条 管理責任者の下に、情報システム運用責任者(以下「運用責任者」という。)を置き、ICT推進センター長をもってこれに充てる。運用責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 情報システムを安全で合理的に運用し、運用上に問題が生じた場合は、速やかに管理責任者に報告し、その解決を図る。

(2) 利用マニュアル及び仕様書等を整備し、本法人内に周知する。

(3) 情報システムの有効活用を図り、機器の配置及び利用について決定する。

(4) 第7条に規定する利用者に対して、情報システムの安全な運用に必要な知識及び技能を研修する。

(5) 情報システムと外部システムとの情報の連携を、管理責任者の承認を得て行う。

(情報システム技術責任者)

第5条 運用責任者の下に、情報システム技術責任者(以下「技術責任者」という。)を置き、ICT推進センター長が指名するICT推進センター職員をもってこれに充てる。技術責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 必要に応じて、情報システムの内容の変更を、運用責任者の承認を得て行う。

(2) 情報システムに問題が生じた場合は、直ちに運用責任者に報告し、その解決を図る。

(利用資格)

第6条 情報システムを利用できる者(以下「利用者」という。)は、次のとおりと

する。

- (1) 本法人に所属する常勤の役職員及び非常勤の役職員
 - (2) 本法人に所属する学生、研究生及び特別研究生
 - (3) 管理責任者又は運用責任者が必要と認めた者
- (利用上の遵守事項)

第7条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報システムの利用資格を失った場合、利用しなくなった場合、又は利用状況に変更があった場合には、運用責任者に速やかに報告しなければならない。
- (2) 運用責任者が実施する運用及び安全性についての研修を受けなければならない。
- (3) 利用者が管理する情報機器に導入するソフトウェアのライセンスを遵守しなければならない。
- (4) 情報機器は脆弱性を持たないよう可能な限り最新の状態にしなければならない。
- (5) 情報漏洩を発生させないよう対策し、情報漏洩の防止に努めなければならない。
- (6) 情報機器の紛失及び盗難防止に努めなければならない。
- (7) この規程及びこの規程に基づく運用細則並びに管理責任者及び運用責任者からの運用及び安全性に関する通知を遵守しなければならない。
- (8) 技術上のトラブル、利用上のトラブル、その他何らかのトラブルを発見した利用者は、そのトラブルの発生原因が利用者にあるか否かを問わず、運用責任者及び技術責任者にその事実を報告しなければならない。

(禁止事項)

第8条 利用者は情報システムについて、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 利用者認証に関して、ID及びパスワードを他人に教える行為
- (2) 他者のアカウントを聞き出す又は利用する行為
- (3) 研究、教育、医療及びその他の業務以外の目的に、情報システムを利用する行為
- (4) あらかじめ指定されているシステム以外で本法人以外の者に利用させる行為
- (5) 守秘義務に違反する行為
- (6) 差別、名誉棄損、侮辱及びハラスメントにあたる行為
- (7) 個人情報やプライバシーを侵害する行為
- (8) 不正ソフトウェアの作成、所持及び配布行為
- (9) 著作権等の財産権を侵害する行為
- (10) 通信の秘密を侵害する行為
- (11) その他法令に抵触する行為

(違反への対応)

第9条 この規程及びこの規程に基づく運用細則に違反した利用者は、当該違反の重大性、違反時の状況に応じて、本法人の定める就業規則及び学則に基づく懲戒処分の対象とされる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事長を経て理事会の議決を必要とする。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。